

重要文化財「旧瓜生家住宅」開放要綱

(目的)

第1条 重要文化財「旧瓜生家住宅」(以下「旧瓜生家住宅」という。)は貴重な文化遺産であり、保存を図ることと併せて、市民に文化的創造の場としての開放を図り、もって文化の向上に寄与することを目的とする。

(名称および位置)

第2条 旧瓜生家住宅の名称および位置は、次のとおりとする。

名称 重要文化財「旧瓜生家住宅」

位置 鯖江市水落町81字1番1(水落町4丁目神明社境内地内)

(業務)

第3条 旧瓜生家住宅の開放により、次の業務を行う。

- (1) 旧瓜生家住宅を一般に公開すること。
- (2) 旧瓜生家住宅を文化活動の利用に供すること。
- (3) 第2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(開館日時)

第4条 旧瓜生家住宅の開館日時は、次のとおりとする。

- (1) 毎週月・水・土・日曜日の午前10時から午後4時までとする。ただし、年末年始(12月28日～1月4日)は除く。
- (2) 教育委員会は、必要があると認めるときは、前号の規定にかかわらず、旧瓜生家住宅の開館日時を変更することができる。

(使用許可)

第5条 旧瓜生家住宅を使用しようとする者は、旧瓜生家住宅使用申請書(様式第1号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、速やかに使用の可否を決定し、旧瓜生家住宅使用許可書(様式第2号)または旧瓜生家住宅使用不許可書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(入館料および使用料)

第6条 旧瓜生家住宅の入館料および使用料は、無料とする。

(入館者等の遵守事項)

第7条 旧瓜生家住宅に入館し、または使用する者(以下「入館者等」という。)は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設等を損傷しないこと。
- (2) 施設内で喫煙または飲酒をしないこと。
- (3) 公益を害し、または文化財の価値を損ねる行為をしないこと。
- (4) その他教育委員会が指示する事項

2 教育委員会は、入館者等が前項各号の一の規定に違反したときは、退館または使用許可の取り消し等必要な措置を取ることができる。

(損害賠償義務)

第8条 入館者等は、その責めに帰すべき理由により、施設等を損傷したときは、これを現状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。